

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、政治団体の支部が解散したときは、当該政治団体の本部が、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、当該支部が解散した旨を届け出ることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体の本部による支部の解散の届出

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、当該支部が解散した旨及びその年月日の届出をすることができる。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。